

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 8 日現在

機関番号：15301  
研究種目：基盤研究(C) (一般)  
研究期間：2014～2016  
課題番号：26380060  
研究課題名(和文) 国連行政に関する体系的研究 国際組織法の観点から  
  
研究課題名(英文) The United Nations Administration  
  
研究代表者  
黒神 直純 (KUROKAMI, NAOZUMI)  
  
岡山大学・社会文化科学研究科・教授  
  
研究者番号：80294396  
交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本事業では、国連創設以来、国連行政、とりわけ国連事務局に生じたあらゆる事象および変化を法的に分析することであった。具体的に以下の研究を行った。すなわち、1. 事務局に関する法的分析、2. 国連事務局の組織面における研究、および事務局の機能面における研究と総括である。研究成果の一部は、国際法学会2015年度研究大会(2015年9月)(発表題目：「国連組織における法秩序の展開」)で発表した。また、『入門国際機構』(法律文化社、2016年)(共著)および「国連組織における法秩序の展開」『国際法外交雑誌』115巻2号(2016年)27-53頁を出版した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this project was to analyze various facts and changes in the UN Secretariat since the establishment of the UN. Contents of the research is as follows. 1. Legal analysis of the UN Secretariat, 2. Study on institutional aspects of the Secretariat and 3. Study on functions of the Secretariat.

As some parts of the project, there are several outcomes shown below. 1. Presentation at the annual meeting of JSIL (September, 2015). 2. Publication of a book; Introduction to International Organizations (Horitsubunka-sha, 2016). 3. Publication of an article; Naozumi Kurokami, "Evolution of the United Nations Legal Order"

研究分野：国際法学

キーワード：国際連合 国際機構 国連行政 国連事務局

## 1. 研究開始当初の背景

国連創設以来、国連事務局は4万を超える職員を抱える大組織となった。これまで種々の行財政改革を経て今日に至る。特に冷戦後各地で内戦が頻発し、多くの平和維持活動(PKO)と、紛争後復興のために政治・平和構築ミッションが展開している。この活動を支えるのは、事務総長をはじめ事務局であり、事務局の機能は拡大しその存在はもはや不可欠である。他方、事務局の活動範囲が拡大した結果、国連職員やフィールド要員の起こす職員規則上の相次ぐ違法行為や、2000年代初頭のオイル・フォー・フード計画事件に代表されるような国連財政上の不正問題に関して、国連行政自体のアカウントビリティーが問われる時代にもなっている。また、活動の増大に伴う財政難を乗り切らため、大幅な人事政策と、それに伴う職員の身分保障として、行政裁判所を改革した。以上に概観しただけでも今日国連行政は多くの課題に直面しているように思われる。そこで、国連創設以来、国連行政を担う事務局がいかなる変遷を遂げ、今後いかに機能しうるかという問題関心から、国連行政を包括的に研究することは、多発する地域紛争への対応やテロとの戦い、権限の拡大する安保理などの課題に、事務総長や事務局がいかに舵取りとサポートを行うべきかを検討する上でも、非常に重要であると思われる。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、国連創設以来、国連行政、とりわけ国連事務局に生じたあらゆる事象および変化を法的に分析し、3年間で研究を終えることにある。国連事務局は、時代の流れに合わせて種々の行財政改革を経て変容を遂げてきた。また、行政の長である事務総長も、ときにリーダーシップを発揮し様々な活動を行ってきた。21世紀に国連は地域紛争やテロに直面し、それに対して特に安保理は権限を拡大してきた。この国連が直面する種々の課題に対し、事務局は今後いかに機能すべきか、ひいては国連行政がどうあるべきかを研究しておくことは、国連研究はもとより、国際組織法の体系における事務局研究の重要な一部として大きな意義を有することになる。

## 3. 研究の方法

### 平成26年度

国連憲章第15章の研究 前提的考察  
まず第1段階として、国連憲章上の事務局の法的地位に関する研究を行った。具体的には、国連の起草過程からこれまでの事務局研究に関わる先行研究を網羅的に調査し、個別の条文に即した形でこれまでの実行を分析した。事務局研究の土台として、いわば、関連

条文に関する独自のコメントリーを作成することがねらいであった。

憲章97条において、「事務局は、1人の事務総長とこの機構が必要とする職員からなる」と規定される。行政職員の長である事務総長の下に、事務次長や事務次長補が部局長として配備され、その下に職員が従属する一元的な官僚組織が念頭に置かれている。101条に基づき、事務総長が事務職員を任命する。ここでは、法的問題として、職員規則に定められた職員の法的地位や、101条3項に定められた、採用や人事配置の基準となる能力主義(merit system)と地理的配分(geographical distribution)のあり方などの諸問題を検討した。

職員の地位の独立について定める100条に関しては、起草過程から冷戦時代を通じて大いに議論がなされた。冷戦時代に横行した政府からの職員派遣(secondment)制度をはじめ国家による事務局への影響および圧力の問題は本条の中心的検討課題である。かつて国連行政裁判所や国際司法裁判所で問題となった「ヤキメツ事件」など関連の事例も取り上げて分析をした。

事務総長に関して、98条では、「事務総長は、総会、安全保障理事会、経済社会理事会及び信託統治理事会のすべての会議において事務総長の資格で行動し、且つ、これらの機関から委託される他の任務を遂行する」と規定される。今日PKOをはじめとして、主要機関から事務総長に委任される多くの業務はこの98条を根拠としている。さらに、明確に事務総長に政治的権限を付与しているのが99条である。同規定によれば、「事務総長は、国際の平和及び安全の維持を脅威すると認める事項について、安全保障理事会の注意を促すことができる。」ここでは主に国連創設から冷戦時代の歴代事務総長の実行を検討した。

研究方法として、初年度は、国連憲章の起草過程およびこれまでの実行に関して、主として一次資料であるU.N.C.I.O.や国連憲章に関する種々のコメントリーはもちろん、これまでの先行研究を網羅的に調査し仔細に検討する必要があった。これに加えて、この期間は、研究本題に関わる準備期間でもあったため、資料収集を積極的に行った。そのため、国連事務局関連の資料に関して、できる限り国内の研究機関や国会図書館、在京の国連広報センターなどを利用し収集に努めた。国連文書その他Official Document System(ODS)や、UNBISnetのような国連関係データベースをフルに活用した資料収集も併せて行った。

### 平成27年度

国連行政の研究 最近の傾向分析と事務局のあり方

この研究期間においては、アナン事務総長

以来の改革を中心に検討するとともに、今日事務局の抱える課題を析出し、今後の事務局のあるべき姿を描き出すことを主眼とした。

初代の事務総長から、事務局の組織構造は、数の増減はあるものの基本的に事務総長の下に部や局が置かれ、事務次長や事務次長補がその責任を負った。冷戦後に着任したブートロス=ガリは、財政危機に直面し、局を統廃合してPKO 局と政治局を新設した。次のコフィ・アナン事務総長時代の1997年に従来の構造は大きく変容し、事務総長の下に副事務総長と上級管理グループ(いわゆるキャビネット)が置かれることになった。これらの機構改革により、事務総長はリーダーシップを強化してきた。さらに、アナンは、2006年3月に包括的な管理改革に関する報告書「国連に投資する」を提出した。次なる報告書「人に投資する」では、増大するフィールド職員の需要に対してこれまでの調整が間に合っていないことや、職員の採用と流動性に不備があること、リーダーシップの育成の必要性、退職者への対応といった諸課題が挙げられている。この流れを受けて、潘基文事務総長時代には、2009年4月には職員規則が改正され、従来の煩雑な職員の任用形態が改められ、より一元的な管理を目指すことになった。また、職員の身分保障制度については抜本的見直しをなされ、2009年7月より、国連行政裁判所に2審制が導入された。これを補完するオンブズマン事務所の調停手続も新設された。以上から、事務総長を頂点とした機構改革が徐々に動き出したことに鑑み、潘基文体制までの国連行政の評価をここで仔細に検討した。

これと併せ、法的側面およびアカウンタビリティの向上という観点からは、新たな職員規則が適切なものであるか、また、新設された2審制の職員身分保障制度がうまく機能しているかも同時に検討した。国連総会の第5委員会および第6委員会の関連文書、事務総長報告、国連行財政問題諮問委員会(ACABQ)報告書、国連紛争裁判所および上訴裁判所判決などの資料の分析が中心となった。

平成28年度

事務総長権限の研究と総括

国連事務総長は、憲章98条および99条という乏しい根拠条文の中で、実に多様な役割を果たしてきた。ここでは、これまで事務総長が果たしてきた機能のうち特に重要と思われる政治的機能に着目し、平成26年度での前提的研究を踏まえた上で、憲章98条に基づく活動と憲章99条に基づく活動に分けて研究を行った。

前者の代表例として、中心的活動の1つであるPKOと政治・平和構築ミッションのような活動を、また、後者の例としては、事務総長が予防外交の一環としてさまざまな場面で行ってきた政治的・外交的活動を取り上げ

て順次考察した。今日、事務総長は、PKOや政治・平和構築ミッションの設置に多大なリーダーシップを発揮する。安保理の委任の範囲とはいえ、PKOの設置から憲章7章の強制措置までをも提案する一定の裁量を付与されている。つまり、事務総長は、安保理による実施の一翼を担う機関としての役割を任されている。では、この裁量権はいかなる範囲まで認められるのか。これは、99条に基づく独自のイニシアティブで行いうる活動においても同様である。近年の例では、レイボウ・ウォーリア号事件でデクエヤルが行った仲介や、アナンがサダム・フセインに査察受け入れを求めて交渉に赴いた行動など憲章にいかん位置づけるのが適当か。事務総長権限の範囲や正当性がここでの研究課題であった。

#### 4. 研究成果

3年間の研究成果として、当初の計画通り、現在、国連が直面する種々の課題に対し、事務局は今後いかに機能すべきか、ひいては国連行政がどうあるべきかについて、多くの知見を得ることができた。また、国際組織法の体系における事務局研究の重要な一部としての意義ある研究にもつながった。これらの成果は、以下に示すような形で、世に発表することができた。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

黒神直純「国連組織における法秩序の展開」『国際法外交雑誌』、査読無、115巻2号(2016年)27-53頁。

[学会発表](計1件)

黒神直純、国際法学会2015年度研究大会報告「国連組織における法秩序の展開」(2015年9月19日、於名古屋国際会議場)。

[図書](計2件)

浅田正彦編『国際法〔第3版〕』(東信堂、2016年)(共著)157-182頁。

横田洋三監修『入門国際機構』(法律文化社、2016年)(共著)35-50頁。

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：

権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

黒神 直純 (KUROKAMI, Naozumi)  
岡山大学・大学院社会文化科学研究科・教授  
研究者番号：80294396

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：

##### (4) 研究協力者

( )